

12. 日常生活用具の給付

重度の障がいのある人（子ども）に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。

対象者

次ページ以降の一覧表を参照してください。

利用者負担

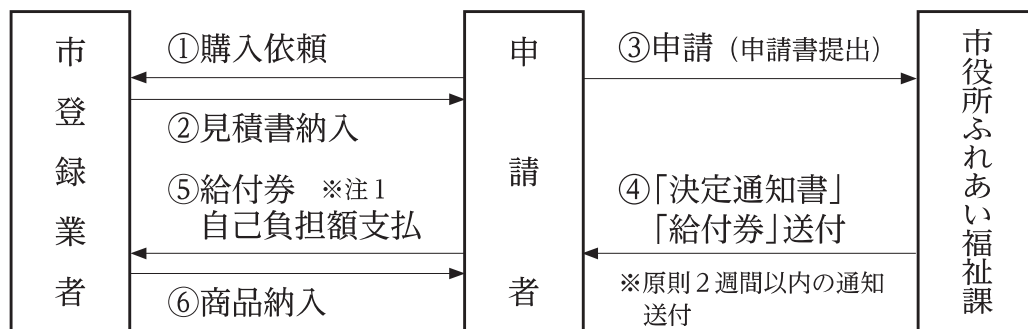
原則として費用の1割負担。ただし世帯*の所得に応じて、負担上限額があります。また、種目別に基準額が定められており、基準額を超えた分については、自己負担となります。

世帯に市民税所得割額46万円以上の人がいる場合、給付の対象になりません。

※世帯とは

- ・18歳以上・・障がいのある人とその配偶者
- ・18歳未満・・障がいのある子どもの保護者の属する住民基本台帳の世帯

利用の流れ



※注1

業者から品物を受け取られる際、市からの「日常生活用具給付券」を引き換えに自己負担額がある場合は、あわせて業者にお支払いください。なお、必ず支給券下方の受領日・氏名をご記入の上、業者にお渡しください。

申請に必要なもの

- ・申請書（市役所ふれあい福祉課にあります）
- ・障害者手帳の写し（難病のある人はその症状の分かるもの）
- ・用具の見積書
- ・申請する用具が分かるもの（用具が掲載されたカタログなど）
- ・意見書（対象者のみ）

※事前に市役所ふれあい福祉課にご相談ください。

※支給決定前に購入されますと、給付の対象になりませんのでご注意ください。

※対象者で介護保険制度対象の人は次ページ以降の一覧表のうち、

介のついている種目については、介護保険制度による給付が優先されます。





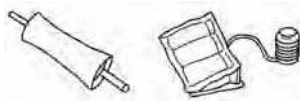
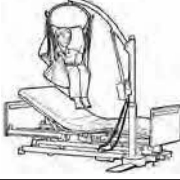

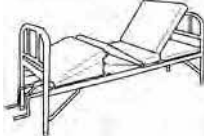
⇒日常生活用具の種目については、次ページ以降の一覧表をご参照ください。

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 ☎72-1665

日常生活用具種目一覧

●6歳以上対象 ▲3歳以上対象 ○全て対象

■難病患者対象 介 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
介護・訓練支援用具	○	介 特殊寝台 	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人 (2)寝たきりの状態にある難病のある人	154,000円 (8年)
	▲○	介 特殊マット 	褥瘡(じょくそう)の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの(エアマットを含む。)	(1)常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の人 (2)下肢又は体幹機能障害2級以上の子ども (3)知的障がいの程度がAである人(子ども) (4)寝たきりの状態にある難病のある人(子ども)	19,600円 (5年)
	●○	介 特殊尿器 	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	(1)常時介助を要する下肢又は体幹機能障害1級の人(子ども) (2)自力で排尿できない難病のある人(子ども)	67,000円 (5年)
	▲○	入浴担架 	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に当たって家族等の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども)	82,400円 (5年)
	●○	介 体位変換器 	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	(1)下着交換等に当たって家族等の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども) (2)寝たきりの状態にある難病のある人(子ども)	15,000円 (5年)
	▲○	介 移動用リフト 	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども) (2)下肢又は体幹機能障害のある難病のある人(子ども)	159,000円 (4年)
	▲	訓練椅子 	原則として、テーブルが付属しているもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の子ども	33,100円 (5年)
	●○	訓練用ベッド 	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人(子ども) (2)下肢又は体幹機能障害のある難病のある人(子ども)	159,200円 (8年)

注・イラストはイメージです。

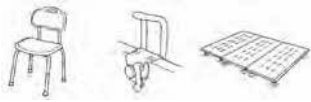

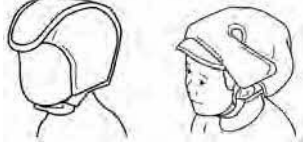

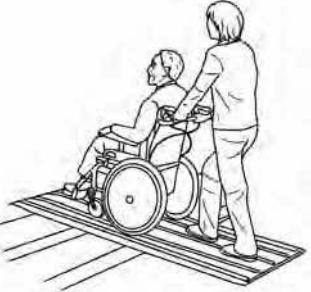

日常生活用具としての性能を有していないものについては、対象とならない場合があります。

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象

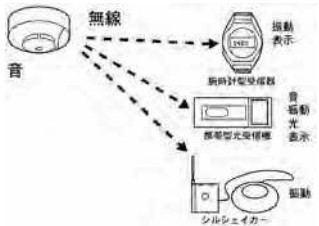
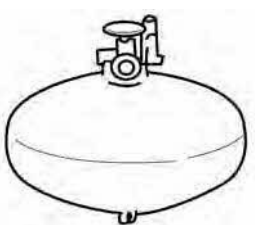
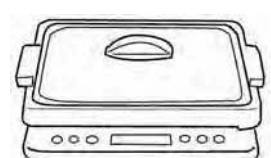


■ 難病患者対象

☒ 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
自立生活支援用具	▲ ○	☒ 入浴補助用具 	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。）	(1)入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害のある人（子ども） (2)入浴に介助を要する難病のある人（子ども）	90,000円 (8年)
	● ○	☒ 便器 	対象者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。ただし、手すりを付けることができる。）	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の人（子ども） (2)常時介護を要する難病のある人（子ども）	手すり付： 9,850円 手すりなし： 4,450円 (8年)
	○ ○	頭部保護帽 	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	(1)てんかんの発作等により頻繁に転倒する平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある人（子ども） (2)てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がいの程度がAである人（子ども）	15,200円 (3年)
	○ ○	T字状・棒状のつえ 	身体を支え、歩行を補助するもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上の人（子ども）	木製： 2,200円 軽金属製： 3,000円 (3年)
	▲ ○	☒ 移動・移乗支援用具 	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1)対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。） (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの（設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。）	(1)家庭内の移動等において介助を必要とする平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の人（子ども） (2)下肢が不自由な難病のある人（子ども）	60,000円 (8年)
● ○	特殊便器 	足踏みペダル、ボタン等で温水温風を出し得るもの（取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。）	(1)上肢機能障害2級以上の人（子ども） (2)訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障がいの程度がAである人（子ども） (3)上肢機能障害のある難病のある人（子ども）	151,200円 (8年)	

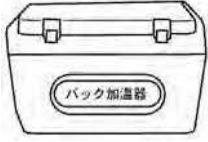

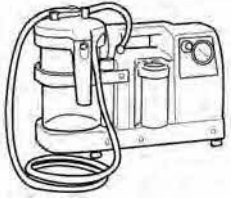
日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 □ 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
自立生活支援用具	○ ○	火災警報器 	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	(1)火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害等級2級以上の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2)火災発生の感知又は避難が著しく困難な知的障がい(程度がA)である人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	15,500円 (8年)
	○ ○	自動消火器 	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	(1)火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害等級2級以上の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2)火災発生の感知又は避難が著しく困難な知的障がい(程度がA)である人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (3)火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病のある人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	28,700円 (8年)
	● ○	電磁調理器 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)視覚障害2級以上の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (2)知的障がい(程度がA)である人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	41,000円 (6年)
	● ○	歩行時間延長 信号機用小型送信機 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	7,000円 (10年)
	○	聴覚障害者用屋内 信号装置 	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害2級の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	87,400円 (10年)


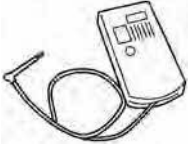
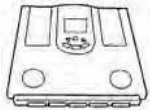

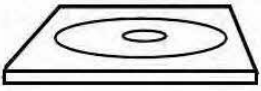

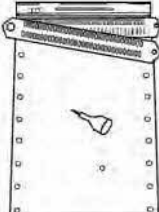
日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 介 介護保険制度優先

区分	見者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
在宅療養等 支援用具	▲ ○	透析液加温器 	透析液を加温し、一定温度を保つもの	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うじん臓機能障害3級以上の人(子ども)	51,500円 (5年)
	● ○	ネブライザー(吸入器) 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)呼吸器機能障害3級以上の人(子ども)又はこれと同程度の身体障がいがあり、この装置の使用が必要と認められる人(子ども) (2)呼吸器機能障害のある難病のある人(子ども)	36,000円 (5年)
	● ○	電気式たん吸引器 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)呼吸器機能障害若しくはそしゃく機能障害3級以上の人(子ども)又はこれらと同程度の身体障がいがあり、この装置の使用が必要と認められる人(子ども) (2)呼吸器機能障害のある難病のある人(子ども)	56,400円 (5年)
	○ ○	正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベ等で作動し、対象者又は介助者が容易に使用できるもの ※ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター又はソーラーパネルと供給不可	(1)在宅で療養している身体障害者又は難病のある人(子ども)で、人工呼吸器やたん吸引機等の使用が必要な人(子ども) (2)在宅酸素療法を行っており、当該用具が必要と認められる人(子ども)	120,000円 (7年)
	○ ○	ポータブル電源(蓄電式)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、対象者又は介助者が容易に使用できるもの	在宅で療養している方で、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の電気式医療機器を使用している身体障害者または難病のある人(子ども)	80,000円 (5年)
	○ ○	DC/ACインバーター又はソーラーパネル	(1)DC/ACインバーター 自動車からの電気を交換及び供給する装置で、対象者又は介助者が容易に使用できるもの (2)ソーラーパネル 太陽光により発電を行う装置で、対象者又は介助者が容易に使用できるもの	在宅で療養している方で、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の電気式医療機器を使用している身体障害者または難病のある人(子ども)	40,000円 (5年)

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 ☒ 介護保険制度優先

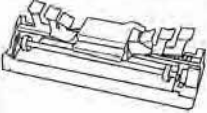


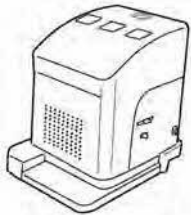


区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
在宅療養等支援用具	○	酸素ボンベ運搬車 	対象者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う障がいのある人	17,000円 (10年)
	○	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病等のある人(子ども)	157,500円 (5年)
	●	視覚障害者用体温計 (音声式) 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	9,000円 (5年)
	○	視覚障害者用体重計 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	18,000円 (5年)
	○	視覚障害者用血圧計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(その者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	12,000円 (5年)
情報・意思疎通支援用具	●	携帯用会話補助装置 	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	(1)音声若しくは言語機能又は上肢、下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、発声及び発語に著しい障がいのある人(子ども) (2)発声又は発語に著しい障がいのある知的障がいの程度がAである人(子ども)	98,800円 (5年)
	○	情報・通信支援用具 	対象者が容易に使用し得るもの	(1)文字を書くことが困難な上肢機能障害2級以上の人(子ども) (2)情報取得手段として音声による読み上げ等が必要な視覚障害3級以上の人(子ども)	100,000円 (ソフトウェア 3年 周辺機器 5年)
	●	点字ディスプレイ 	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	この装置の使用が必要と認められる視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がいのある人(子ども)(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重度重複障害者をいう。)	383,500円 (6年)
	○	点字器 	対象者が容易に使用し得るもの	この装置の使用が必要と認められる視覚障害2級以上の人(子ども)	標準型： 10,400円 (7年) 携帯型： 7,200円 (5年)

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象


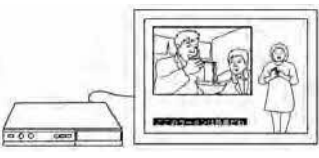


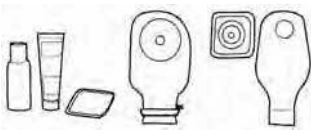
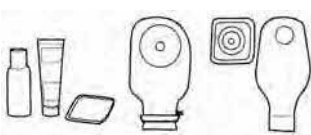
■ 難病患者対象

☒ 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
情報・意思疎通支援用具	● ○	点字タイプライター 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども) (就労している人若しくは就労が見込まれる人又は就学している人に限る。)	63,100円 (5年)
	● ○	視覚障害者用ポータブルレコーダー  	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	録音再生機： 85,000円 再生専用機： 48,000円 (6年)
	● ○	視覚障害者用活字文書読上げ装置 	印刷された活字文書又は文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する装置で、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども) (文字読取式のもの、視覚障害1級の人(子ども))	暗号読取式： 99,800円 (6年) 文字読取式： 198,000円 (8年)
	● ○	視覚障害者用拡大読書器 	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、容易に拡大された文字等の画像をモニターに映し出せるもの(音声信号に変換して出力する機能を有するものを除く。)	この装置の使用により文字等を読むことが可能になる視覚障害のある人(子ども)	198,000円 (8年)
	○ ○	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	地上デジタル化されたテレビ放送の音声を受信できるFMラジオとし、操作内容の音声ガイド機能を有する等対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	29,000円 (5年)
	● ○	視覚障害者用色柄音声認識装置	色柄を知りたいものの上にあて、音声により色柄を伝えることができる装置で、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども)	126,000円 (6年)
	● ○	視覚障害者用時計 	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の人(子ども) (音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な人に限る。)	触読式： 10,300円 音読式： 13,300円 (10年)

日常生活用具種目一覧

● 6歳以上対象 ▲ 3歳以上対象 ○ 全て対象 ■ 難病患者対象 □ 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
情報・意思疎通支援用具	● ○	聴覚障害者用通信装置 	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、対象者が容易に使用できるもの	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として、この装置の使用が必要と認められる聴覚障害又は発声・発語に著しい障がいのある人(子ども)	71,000円 (5年)
	○ ○	聴覚障害者用情報受信装置 	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信する装置で、対象者が容易に使用し得るもの	この装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害のある人(子ども)	88,900円 (6年)
	○ ○	人工喉頭 	笛式又は電動式で、音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出した障がいのある人(子ども)	笛式： 5,000円 気管カニューレ付： 8,100円 電動式： 70,100円 (笛式) 4年 (電動式) 5年
	○ ○	点字図書 	月刊、週刊等で発行される雑誌類を除き、点字により作成された図書(年間6タイトル又は24巻までを限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害のある人(子ども)	点字図書の価格から一般図書の価格を差し引いた額
排泄管理支援用具	○ ○	ストーマ用装具(蓄便袋) 	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型又は下部開放型の収納袋(皮膚保護剤、剥離剤及び排便処理に使用するガーゼを含む。)	直腸機能障害により、ストーマを造設した障がいのある人(子ども)	1か月あたり 8,900円
	○ ○	ストーマ用装具(蓄尿袋) 	低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の収納袋で、処理用のキャップが付いているもの(皮膚保護剤、剥離剤及び排尿処理に使用するガーゼを含む。)	ぼうこう機能障害により、ストーマを造設した障がいのある人(子ども)	1か月あたり 11,700円

日常生活用具種目一覧

●6歳以上対象 ▲3歳以上対象 ○全て対象 ■難病患者対象 介 介護保険制度優先

区分	児者	種目	性能	対象者	基準額 (耐用年数)
排泄管理支援用具	▲○	紙おむつ ※おしりふき、使い捨て手袋等の衛生用品を含む 	通気性の確保等使用に当たって、障がいのある人(子ども)に不快感を与えないもの(紙パンツ及び紙パットを含む。)	(1)ストーマ用装具の使用が困難であり、紙おむつの使用が必要と認められるぼうこう又は直腸機能障害のある人(子ども) (2)排便又は排尿の意思表示が困難であり、紙おむつの使用が必要と認められる肢体不自由2級以上の人(子ども) (3)療育手帳A所持者で、医師により、排便又は排尿の意思表示困難であり、日常的に紙おむつの使用が必要と認められる人(子ども)	1か月あたり 12,400円
	○	収尿器 	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付きのもの	収尿器の使用が必要と認められるぼうこう機能障がいのある人(子ども)	男性用： 7,700円 女性用： 8,500円 (1年)
居宅生活動作補助用具	●○	介 居宅生活動作補助用具 	対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	(1)下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の程度が3級以上の人(子ども)(特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上の人(子ども)) (2)下肢又は体幹機能障害のある難病のある人(子ども)	200,000円 (原則1回)

※基準額を超える改修を行うときに、他の助成を併用できる場合があります。
詳しくは64～65ページ(住宅リフォーム助成)をご覧ください。

イラスト出典：(公財)テクノエイド協会「補装具・日常生活用具給付等ガイドブック」

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する人は、この表中の上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害のある人として取り扱います。
- 2 火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用体温計（音声式）及び視覚障害者用体重計の対象者のうち、「これに準ずる世帯」とは次に掲げる世帯とします。
 - (1) 対象者及び対象者と同程度の障がいのある人からなる世帯
 - (2) 対象者及び6歳未満の子どもからなる世帯
(その世帯に対象者と同程度の障がいのある人がいる場合を含みます。)
 - (3) 対象者及び障がい等により対象者と同様の状態にある人からなる世帯
(その世帯に対象者と同程度の障がいのある人がいる場合を含みます。)
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- 4 居宅生活動作補助用具の給付を受けようとする人の居宅が借家である場合は、家主の承諾を得なければなりません。
- 5 居宅生活動作補助用具の給付の対象となるものは、次に掲げる居宅生活動作補助用具で、住宅の設備、構造等を障がいに適するよう又は障がい者を介護する者の介護負担を軽減するよう改善するために必要と認めるものの購入費及び改修工事費とします。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) (1)~(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 6 居宅生活動作補助用具の給付を申請しようとするときは、申請書に工事図面及び改修工事見積書を添付しなければなりません。
- 7 居宅生活動作補助用具の給付を受けた人が、転居等により住宅改修が再度必要になったときは、給付を受けることができる場合があります。
- 8 この表に規定する難病患者等に対する用具の給付の要否判断については、医師の意見書によるほか、保健師等による訪問調査を経て確認するものとします。